

発議第 2 号

学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、  
義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 9 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次

提 案 理 由

子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在において、子どもたちが安心して生活する場を学校において実現するためには、教職員定数を改善するとともに、義務教育費に係る国庫負担率を2分の1に拡充する必要がある。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、  
義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書（案）

子どもの貧困問題等が取り沙汰されている現在において、子どもたちが安心して生活する場である学校においても、様々な取組をしていますが、制度上や財源上の措置が必要なものもいくつかあります。中でも、複雑化している業務により多忙化している教職員の定数拡充は緊急の課題です。

また、現行で3分の1となっている国庫負担率を2分の1に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることも大切です。豊かな学びを全ての子どもたちに保障できるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

学校における新しい生活様式に対応するため

- 1 教職員定数の改善を推進すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣